

「墨田区次世代育成支援行動計画 墨田区子ども・子育て支援事業計画【素案】」  
に関するパブリックコメントの実施結果について

「墨田区次世代育成支援行動計画 墨田区子ども・子育て支援事業計画【素案】」について、広くご意見を募集しましたところ、貴重なご意見・ご提案をお寄せいただきました。

ご意見・ご提案をいただいた方に対し厚く御礼申し上げますとともに、今回いただいたご意見・ご提案の概要、ならびにそれらに対する区の考え方を公表します。

1 パブリックコメントの実施概要

(1) 意見募集期間

平成27年1月30日(金)から平成27年2月19日(木)まで

(2) 意見募集の内容

- ・ 墨田区次世代育成支援行動計画 墨田区子ども・子育て支援事業計画【素案】

(3) 意見募集の周知・公表方法

ア パブリック・コメントの周知

- ・ 区のお知らせ(平成27年2月11日号)
- ・ 墨田区ホームページ
- ・ チラシ掲示(区内子育て関連施設)

イ 公表資料の閲覧

- ・ 子育て支援課(墨田区役所4階)
- ・ 区民情報コーナー(墨田区役所1階)
- ・ 子育て支援総合センター(墨田区京島1-35-9-103)
- ・ 墨田区ホームページ

(4) 意見の提出方法

持参、郵送、FAX又は電子メール

(5) 提出先

子育て支援課 子育て計画担当

(6) 募集結果

意見提出者数 4人

意見総数 8件

整理後の意見数 7件

(同趣旨のご意見等は、代表のご意見等の概要にまとめています。)

2 提出されたご意見等の概要と区の考え方

	ご意見等の概要	ご意見等に対する区の考え方
1	<p>両国小学校内に学童クラブの設置を希望します。</p>	<p>両国小学校内に学童クラブを設置することについては、区として従来から学校内に設置できないか検討してまいりましたが、空き教室等の確保が困難なため、近隣の民間事務所等を借り上げて学童クラブを設置することを計画しております。平成27年度は両国・錦糸地区に1か所開設する方向で検討しています。</p>
2	<p>学童クラブの障害児受け入れを、優先かつ確実にしていただけるよう希望します。</p>	<p>障害のある児童について利用の希望があったときは、選考時の指数加算や利用者審査会での協議等により、可能な限り受け入れに努めています。</p>
3	<p>平成29年度から区立保育所の全園を順次認定こども園化することですが、そのメリット・デメリットは何ですか。</p>	<p>メリットとしては、全ての子どもたちの最善の利益のため、良質な教育・保育を提供できます。また、親の就労環境の変化に影響されることなく、どの地域でも幼児教育が受けられることにより、子どもの預け先の選択肢の幅が広がります。</p> <p>懸念される事柄(デメリット)は、3歳児以上の待機児童の発生が考えられますが、0歳児から5歳児までの認可保育所の新設を検討しています。</p>
4	<p>区立保育所の全園を順次認定こども園化する必要があるのか、とても疑問です。</p> <p>区立幼稚園は変化がなく、保育所だけが、新制度で振り回されていると思います。墨田区の保育を今後どうしていくのかビジョンを知りたい。</p>	<p>本計画では、その基本理念として「子どもと親と地域が共に育ち、子どもの利益を優先するまち すみだ」と定め、更なる質の確保や地域の子育て支援の充実を図ります。この理念の下、教育・保育を一体的に提供できる認定こども園の整備を推進することとし、保育の質の向上を目指します。</p>

5	<p>区立保育所を認定こども園化することで1号認定の入所は可能になりますが、待機児童が解消するとは思えません。幼稚園を認定こども園化すべきではないでしょうか。</p>	<p><b>【区立幼稚園】</b></p> <p>区立幼稚園は、私立幼稚園の補完として位置付けのもとで、4・5歳児の2年にわたる保育を行っていることから、保育室が2室しかないほか、調理室もないなど、施設規模の面で認定こども園に変更することが困難な状況にあります。</p> <p>さらに、区立幼稚園は、現在、入園にかかる区民のニーズも十分にあることから、今後も幼稚園として引き続き運営していく方針です。</p> <p><b>【私立幼稚園】</b></p> <p>現在、私立幼稚園のうち1園が認定こども園となっております。認定こども園になるには、施設設備等の改修や運動場の確保が必要ですので、園舎の改築時等に認定こども園への誘導を図っていきたいと考えています。</p>
6	<p>認定こども園は、民間委託の予定があるのでしょうか。</p> <p>新制度においても、児童福祉法第24条第1項の市町村保育実施義務は維持されます。区の責任として区立保育所の運営をこのまま続けてください。 (同趣旨2件)</p>	<p>「墨田区保育所整備指針に基づく取組方針」に基づき、区立保育所を幼保連携型認定こども園へ移行することを検討しますが、これは制度的に指定管理者による運営はできないことになっています。</p> <p>区立保育所については、区市町村の保育実施義務を前提として、同取組方針に基づき、特定エリア内のセンター機能を有する基幹園化、認定こども園化、公私連携制度を活用した民間活力の導入を進めることとしています。</p>

7	<p>新制度における乳児保育は“託児”中心の保育扱いで、有資格者の要件も低く、保育の質の低下が予想されます。</p> <p>財政面だけでなく、区立保育所を墨田区の保育の歴史とともに、質の確保のために存続させてください。</p>	<p>本区では新制度における地域型保育事業について、国基準よりも高い基準を条例で定めるとともに、指導検査を実施し、保育の質の確保と向上を図ります。</p> <p>また、区立保育所については、「墨田区保育所整備指針に基づく取組方針」に基づき対応していきます。</p>
---	---	--

【参考】児童福祉法第24条第1項

現行	改正後（平成27年4月1日以降）
<p>市町村は、保護者の労働又は疾病その他の政令で定める基準に従い条例で定める事由により、その監護すべき乳児、幼児又は第三十九条第二項に規定する児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者から申込みがあつたときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない。ただし、保育に対する需要の増大、児童の数の減少等やむを得ない事由があるときは、家庭的保育事業による保育を行うことその他の適切な保護をしなければならない。</p>	<p>市町村は、この法律及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において、次項に定めるところによるほか、当該児童を保育所（認定こども園法第三条第一項の認定を受けたもの及び同条第九項の規定による公示がされたものを除く。）において保育しなければならない。</p>